

牧之原特別支援学校いじめ対策基本方針

いじめ問題への学校目標

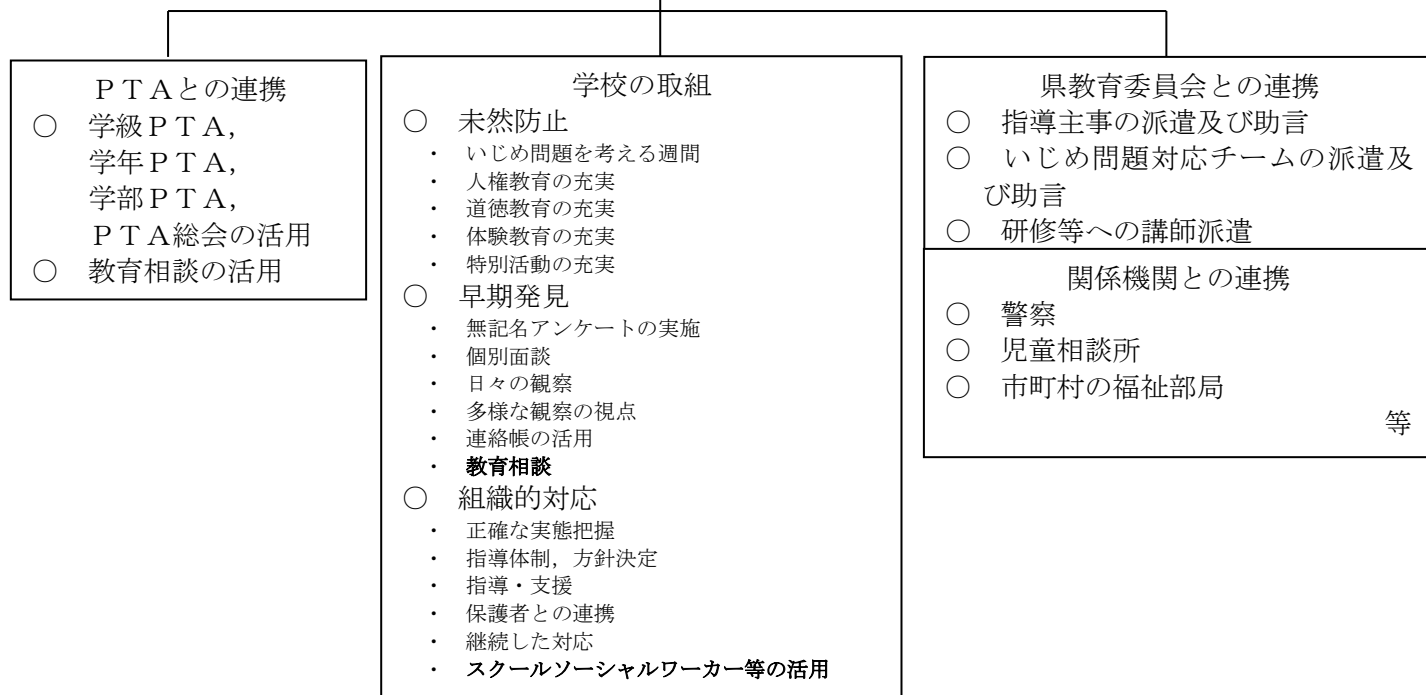
学校が物理的・心理的に安心・安全な場であることを基盤として、豊かな感性と自信をもち、生活上の課題や困難に対して柔軟に、且つ粘り強く取り組もうとする児童生徒を育成する。

生徒指導委員会（いじめ対策委員会兼ねる）

内容 ・年間を通した取組等の検討

・年間活動を検証し次年度への計画・作成

構成 校長 教頭 各学部生徒指導主任 各学部主事 養護教諭 校内支援係チーフ
教育相談係チーフ その他必要に応じた関係者及び外部専門家



年間計画

	生徒関係	職員関係	検証関係
4月	いじめ問題を考える週間	児童生徒についての共通理解 生徒指導委員会①	年間活動計画の検討
5月	「学校楽しいーと」 アンケート調査		アンケートの分析
6月	アンケート調査	教育相談	
7月	夏休み前指導	家庭訪問	一学期の取組の総括及び二学期に向けての取組確認
8月			
9月	いじめ問題を考える週間 無記名アンケート調査		
10月	「学校楽しいーと」 アンケート調査		
11月	アンケート調査		学校評価
12月	人権週間 冬休み前指導		二学期の取組の総括及び三学期に向けての取組確認
1月		教育相談	学校いじめ防止基本方針
2月	「学校楽しいーと」 アンケート調査	生徒指導委員会②	年間の総括及び次年度に向けての取組確認
3月	春休み前指導		

※ 各学部児童生徒の実態によって、各種調査の実施には変更がある。

いじめ問題に関する学校の取組

1 いじめの未然防止について具体的取組

(1) いじめ問題を考える週間の設定

ア 4月、9月に「いじめ問題を考える週間」を設定し、児童・生徒の実態に応じて、朝・帰りの会の先生の話や生単、学級活動、LHR等に、いじめ問題や命の大切さを主題とした授業を全学級で実施する。

(2) 人権教育の充実

ア いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、子どもたちに理解させる。

イ 子どもたちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

ウ 12月に人権週間を設定する。

(3) 道徳教育の充実

ア すべての教育活動において道徳的判断力を養い、「いじめ」を未然に防止する。

イ 「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。

ウ 児童生徒の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った授業を実施する。

エ 子どもたちの心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

(4) 体験教育の充実

ア 子どもたちが、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。

イ 交流学习や就業体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

(5) コミュニケーション活動を重視した自立活動、特別活動の充実

ア 日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験を取り入れる。

イ 子どもたちが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的な学習内容を教育活動に取り入れる。

(6) 保護者や地域の方への働きかけ

ア 授業参観やPTA研修会の開催、ホームページ、学校・学部・学級だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。

イ 保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。

ウ インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行う。

2 いじめの早期発見についての具体的取組

(1) 日々の観察

ア 教職員が子どもたちと共に過ごし、いじめの早期発見を図る。

イ 子どもたちの様子に目を配る。

「子どもがいるところには、教職員がいる」「1件でも多く発見し、1件でも多く解決する」

ウ いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。 ※1

エ いじめの相談窓口があることを知らせ、相談しやすい環境づくりをする。 ※2

(2) 観察の視点

ア 子どもたちの成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。

イ 担任を中心に教職員は、子どもたちの人間関係の把握に努める。

ウ 気になる言動や表情を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の改善にあたる。

(3) 連絡帳の活用

- ア 連絡帳の活用により、担任と保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- イ 気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

(4) 教育相談の実施

- ア 教職員と子どもたちの信頼関係を形成する。
- イ 日常生活の中での教職員の声掛け等、子どもや保護者が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。

(5) 定期的なアンケート調査および「学校楽しいーと」の活用

- ア アンケート調査は発見の手立ての一つであると認識した上で実施する。また、県総合教育センターが開発した「学校楽しいーと」の各学期実施と活用を推進する。

3 いじめの早期対応について

(1) 正確な実態把握

- ア 当事者双方、周りの子どもから、個々に聴き取り、記録する。
- イ 関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。

(2) 指導体制、方針決定

- ア いじめに係る情報を特定の教職員で抱え込まず、速やかに報告する。また報告を行わないことは法の規定に違反し得るということを認識する。
- イ 教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
- ウ 指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。
- エ 教育委員会、関係機関との連絡調整を行う。

(3) 子どもへの指導・支援

- ア いじめられた子どもの保護、心配や不安を取り除く。
- イ いじめた子どもに対して、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識をもたせる。
- ウ インターネット上のいじめについては、インターネットを使用する際のルールやモラルを指導するとともに、平素から情報を得るように心掛け、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

(4) 保護者との連携

- ア いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。
- イ 保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。

(5) いじめ発生後の対応

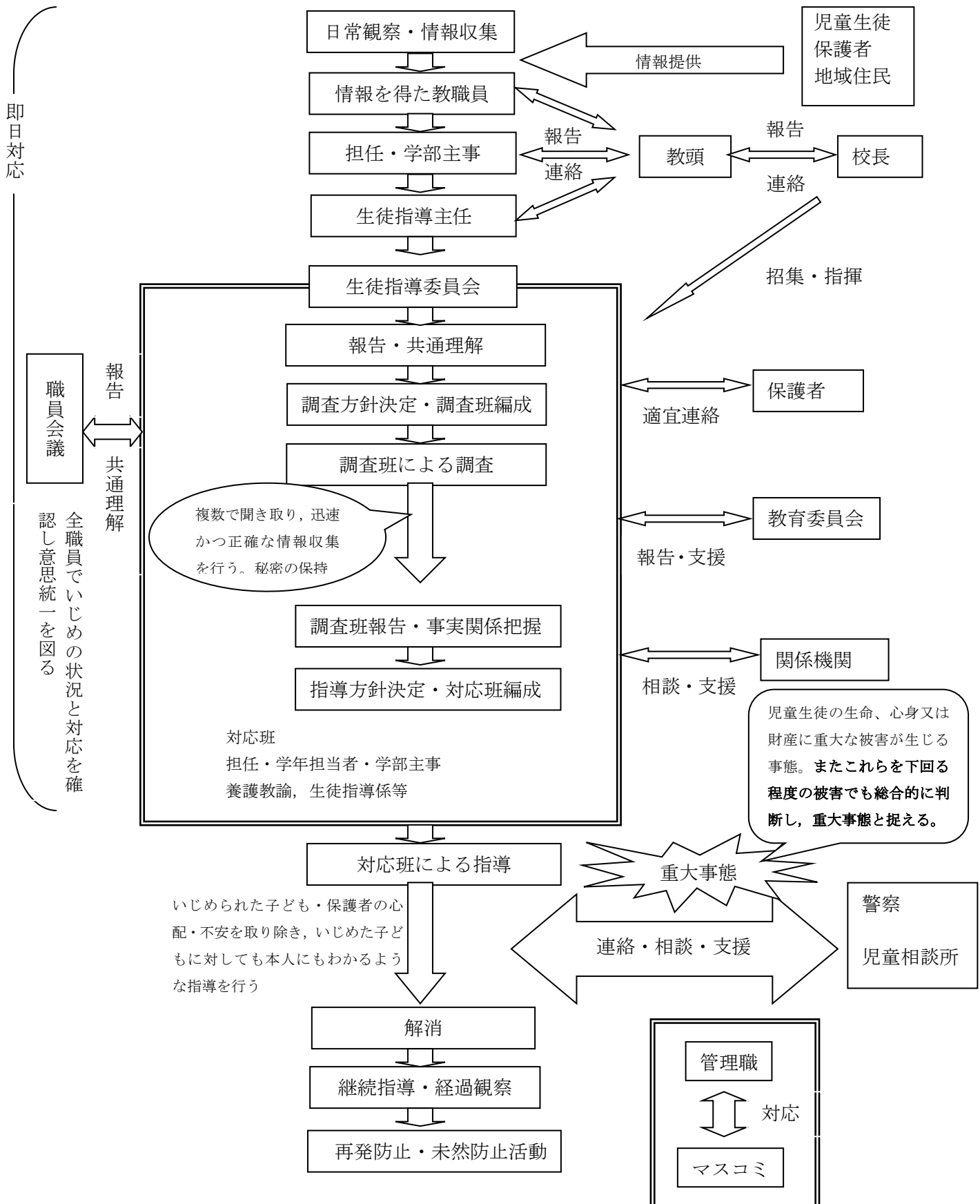
- ア 継続的に指導・支援を行う。
- イ 生徒指導担当、養護教諭を中心にカウンセリングを実施し、全職員で子どもの心のケアを図る。
- ウ 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学校づくりを行う。

(6) 全体指導計画の作成と実践的な校内研修の実施

- ア ケース会議を実施し、全職員の共通理解のもとで個別の教育ニーズに即した教育活動を進める。
- イ 児童生徒理解に関する研修、指導援助に関する研修を実施する。
- ウ 各分掌の役割を明確化し、日常的な取組を実施する。

4 組織的対応

校長を中心とした指導体制のもとで、全職員が組織的に対応する



4 いじめられている子どもの出すサイン

(1) 【いじめに気付く学校生活でのチェックポイント】


(※) 印は、無理にやらされている可能性のあるもの

生活場面等		観察の視点 (特に、変化が見られる点)	気になる子ども
学 校 生 活	朝の会	<input type="checkbox"/> 遅刻、欠席が増える。 <input type="checkbox"/> 出席確認の際、声が小さい。 <input type="checkbox"/> 表情がさえず、うつむきかげん。	
	授業の開始時	<input type="checkbox"/> 涙を流した気配が感じられる。 <input type="checkbox"/> 一人だけ遅れて教室に入る。 <input type="checkbox"/> 忘れ物が多くなる。 <input type="checkbox"/> 用具、机、椅子などが散乱している。 <input type="checkbox"/> 周囲が何となくざわついている。 <input type="checkbox"/> 席を替えられている。	
	授業中	<input type="checkbox"/> 筆圧が弱くなる。 <input type="checkbox"/> 頭痛、腹痛などを頻繁に訴え、保健室によく行くようになる。 <input type="checkbox"/> ひどいアダ名で呼ばれる。 <input type="checkbox"/> いじりやからかいを受けている。 <input type="checkbox"/> 正しい答えを冷やかされる。 <input type="checkbox"/> 不まじめな態度で授業を受ける。(※) <input type="checkbox"/> ふざけた質問をする。(※) <input type="checkbox"/> グループ分けで孤立しがちである。 <input type="checkbox"/> テストを白紙で出す。(※)	
	休み時間	<input type="checkbox"/> 一人であることが多い。 <input type="checkbox"/> わけもなく階段や廊下等を歩いている。 <input type="checkbox"/> 用もないのに職員室等に来る。 <input type="checkbox"/> 仲良しでない者とトイレに行く。(※) <input type="checkbox"/> 遊びの中でいつも同じ役をしている。 <input type="checkbox"/> 集中してボールを当てられる。 <input type="checkbox"/> 遊びやゲームで負けることが多い。	
	給食時	<input type="checkbox"/> グループ分けで孤立しがちである。 <input type="checkbox"/> 好きな物を級友に譲る。(※) <input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらをされる。 <input type="checkbox"/> その子どもが配膳すると嫌がられる。	
	清掃時	<input type="checkbox"/> 目の前にゴミを捨てられる。 <input type="checkbox"/> 人の嫌がる仕事を一人でする。(※) <input type="checkbox"/> さばることが多くなる。(※)	

生活場面等		観察の視点 (特に、変化が見られる点)	気になる子ども
学 校 生 活	放課後	<input type="checkbox"/> 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている。 <input type="checkbox"/> 顔にすり傷や鼻血の跡がある。 <input type="checkbox"/> 用事がないのに残っている日がある。 <input type="checkbox"/> 他の子どもの荷物を持って帰る。(※) <input type="checkbox"/> 部活動に参加しなくなる。 <input type="checkbox"/> 急いで一人で帰宅する。(※)	
	その他	<input type="checkbox"/> 教科書やノートにいやがらせの落書きをされたり、やぶられたりしている。 <input type="checkbox"/> 刃物など、危険な物を所持する。 <input type="checkbox"/> 靴、傘など持ち物を隠される。 <input type="checkbox"/> うつむきがちで視線を合わさない。 <input type="checkbox"/> 寂しそうな暗い表情をする。 <input type="checkbox"/> 独り言を言ったり、急に大声を出したりする。 <input type="checkbox"/> 日記、作文、絵画などに気にかかる表現や描写が表れる。 <input type="checkbox"/> 教材費、写真代などの提出が遅れる。 <input type="checkbox"/> 言葉遣いが荒れた感じになる。(※) <input type="checkbox"/> 校則違反、万引きなど問題行動が目立つようになる。(※) <input type="checkbox"/> くつ箱の中にいやがらせの手紙が入っている。 <input type="checkbox"/> 飼育動物や昆虫などに残酷な行為をする。	



＜主な相談機関の案内（令和2年3月現在）＞

相談機関	電話番号	相談時間等	主な相談内容等
☆かごしま教育ホットライン 24	☎0120-783-574 ☎0120-0-78310 099-294-2200	全 24 時間	いじめ・不登校・性格・行動、しつけ、親子関係など子供に関わる相談全般
☆県総合教育センター 教育相談課（面談は要予約）	099-294-2200	月～金 8:30～17:00 (祝日・年末年始を除く)	いじめ・不登校等子供に関わる相談
特別支援教育研修課（面談は要予約） (鹿児島市宮之浦町 862)	099-294-2820		障害のある子供や学習面・行動面につまずきのある子供の相談
☆PTAすくすくライン (県PTA連合会)	099-251-0309	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)	子育て期における家庭教育の諸問題に関する相談
☆中央児童相談所（面談は要予約） (鹿児島市桜ヶ丘6丁目12)	099-264-3003	月～金（電話） 8:30～17:15 月～金（面談） 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)	非行、いじめ、養護、不登校、しつけ、里親に関する事など、満18歳になるまでの子供についてのあらゆる相談
	099-275-4152 (子ども・家庭110番)	月～金（電話） 9:00～22:00 (祝日・年末年始を除く)	
☆大隅児童相談所（面談は要予約） (鹿屋市打馬2丁目16-6)	0994-43-7011	月～金 8:30～17:15	
☆大島児童相談所（面談は要予約） (奄美市名瀬小侯町20-2)	0997-53-6070	月～金 8:30～17:15	
☆県こども総合療育センター (鹿児島市桜ヶ丘6丁目12)	099-265-2400	月～金 8:30～17:00	概ね15歳までの子供に関する心身の発達に関する診察と相談（要予約）
☆県発達障害者支援センター (面談は要予約) (鹿児島市桜ヶ丘6丁目12)	099-264-3720	月～金 8:30～17:00	発達障害児（者）についてのライフステージに応じた相談
☆県精神保健福祉センター (面談は要予約) ハートピアかごしま2F 鹿児島市小野1丁目1-1	099-218-4755	月～金（電話） 8:30～17:00 月・木（面談） 9:00～12:00	精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談 面談：月（再診） 面談：木（新規）要予約
思春期相談（要予約）	099-218-4755	第3週の水（面談） 9:00～12:00	思春期のこころの相談
☆精神保健福祉協議会 (こころの電話)	099-228-9566 099-228-9567	月～金 9:00～12:00 13:00～16:30 (祝日・年末年始を除く)	県民すべての悩みに関する相談や関係機関の紹介
☆かごしま子ども・若者総合相談センター (面談は要予約) 県青少年会館2F 鹿児島市鴨池新町1-8 ホームページ: http://www.soudancenter-k.com/	099-257-8230	火～日 10:00～17:00 (月・年末年始を除く)	不登校、ひきこもり、ニート、フリーターなどへの相談対応や関係機関・団体の紹介など
☆少年サポートセンター (ヤングテレホン)	みこう きやむな 099-252-7867 kp-youngmat@pdlice. pref.kagoshima.jp	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)	子どもが被害に遭った、学級でいじめられている、家出を繰り返すなど、少年に関する悩み事等についての相談
☆18歳までの子どもがかけられる電話 チャイルドライン（子ども専用） 特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター	☎0120-99-7777	月～日 16:00～21:00	18歳までの子供がかけられる電話子供の声を受け止める電話
☆鹿児島いのちの電話	099-250-7000	全 24 時間	孤独の中にあって助けや慰めや励ましを求めている一人一人に、よき隣人として電話を通して援助する。
☆子どもの人権110番 (鹿児島地方方法務局)	☎0120-007-110	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)	子供の人権に関する相談